

グリーンボンド・グリーンローン等に関する検討会（第2回） 議事要旨

日時：令和元年 11 月 29 日（金）13:00～16:00

場所：TKP 赤坂カンファレンスセンター

<検討会委員>

相原 和之	野村證券株式会社 デット・キャピタル・マーケット部 ESG 債担当部長
足立 直樹	株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
有江 慎一郎	アムンディ・ジャパン株式会社 運用本部 債券運用部長
有馬 良行	世界銀行 財務局 駐日代表
伊藤 康祐	株式会社日本政策投資銀行 財務部 財務課長
宇仁 隆	日本生命相互会社 クレジット投資部 クレジット投資課長
川上 博史	株式会社みずほ銀行 ストラクチャリング第一部 次長
河村 賢治	立教大学 法務研究科 教授
佐伯 亮	東京都 財務局主計部 公債課長
島 義夫	玉川大学 経営学部 教授
清水 一滴	大和証券株式会社 デット・キャピタルマーケット部 副部長
清水 倫	株式会社三井住友銀行 成長産業クラスター 部長代理
竹林 正人	Sustainalytics アジア・パシフィックリサーチ アソシエイトディレクター
田村 良介	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 投資銀行本部 デット・キャピタル・マーケット部 エグゼクティブ・ディレクター
中空 麻奈	BNP パリバ証券株式会社 市場調査本部長
水口 剛	高崎経済大学 経済学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 プロジェクト環境室 室長

<オブザーバー>

一般社団法人全国銀行協会

日本公認会計士協会

日本証券業協会

議 事

1. 開会

2. グリーンボンド・グリーンローン等に関する意見交換会についての報告

- (1) 資料3に基づき、事務局よりグリーンボンド・グリーンローン等に関する意見交換会の説明がなされた。

3. 議事（1）グリーンボンドガイドライン改訂版（案）に関する議論

- (1) 資料4に基づき、事務局よりグリーンボンドガイドライン改定版における2017年度版からの主な変更点に関する説明がなされた。
- (2) グリーンボンドガイドライン改訂版（案）の内容は概ね委員からも了承されたが、以下の点が論点となった。
- (3) 世界における環境金融の流れや、タクソノミー等の制度化の流れを踏まえて、どのような視点で今回のグリーンボンドガイドラインを改訂したのかという経緯、また改訂方針を、最終的に序文に述べるのがよいという意見があった。
- (4) サステナビリティ・リンク・ローンの考え方と共通のサステナビリティ・リンク・ボンドが注目されはじめていること、また、グリーンではないが脱炭素化に資するプロジェクトについてトランジションボンドが出てきていることを踏まえ、我が国において増加する契機になるよう、こうしたグリーンボンド以外の関連する金融手法の存在についても明記すべき、という意見があった。
- (5) ガイドラインの付属書にて対象グリーンプロジェクトを例示する際に、付属書に基づいて外部レビュー機関が一貫した評価を行えるように、付属書の記載事項が現時点としても適切か、あらためて全体的に確認すべきという意見があった。また、具体的な資金使途の例やネガティブな効果の具体例など付属書の内容に関して、環境省内で精査し、内容の整理や記載事例を充実させると良いだろうという意見があった。
- (6) 外部レビュー機関の提供するサービスの分類によって、それらに対応して要求あるいは期待される倫理規定やプロフェッショナルとして備えておくべき資質が異なる。海外での動向を踏まえながら、グリーンボンドガイドラインには適切な要求・期待事項を記載すべきという意見があった。
- (7) 投資家に望まれる事項について、方針はよいのだが、現在のスチュワードシップコードは上場株式に投資する機関投資家を対象としているため、書きぶりについて要検討とする意見があった。
- (8) 多忙な読み手にも素早く改訂版を理解いただけるように、最終的に、前回からの変更点がまとめて抜粋されているとよいという意見があった。

4. 議事（２）グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（案）に関する議論

- （１） 資料５に基づき、事務局よりグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（案）の主な論点及び骨子案に関する説明がなされた。
- （２） グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（案）の策定につき賛同を得られ、その内容は概ね委員からも了承されたが、以下の点が論点となった。
- （３） グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンの普及を図る意味で、サプライチェーンにおいて選ばれやすくなるといった事例を紹介し、借り手側企業のメリットを明示し、インセンティブ付けしたらどうか、という意見があった。
- （４） グリーンローンの内部レビューについて、グリーンウォッシュや社会的にネガティブな事案の発生を避けるべく、内部レビューの方法について記載があるとよいのでは、という意見があった。
- （５） グリーンローンの資金使途の開示について、現状の「資金使途を一般に開示する」との要件では日本のローン慣行では借り入れ側のハードルが上がるため負担となる義務づけはできる限り減らすべき、またローン自体が相対取引であるため「貸し手に報告する」で十分ではないか、という意見があった。
- （６） サステナビリティ・リンク・ローンの STPs がどれだけ野心的であるべきか、またどの程度の目標であれば野心的と捉えられるのか、どの程度借り手の事業におけるマテリアリティ（重要課題）を有するものであるべきか、という程度については、例示や更なる整理をしてはどうかという意見があった。また STPs の目標の達成難度と償還期間の相関の適切性、客観性についても言及してほしい、との意見があった。
- （７） SPTs の例示として、借り入れを行う企業自体の目標のみならず、サプライチェーン全体の環境目標を含むほか、社会面であるが働きやすさの目標設定も可能なのではないか、という意見があった。
- （８） グリーンローンがグリーンボンドと最も異なるのは、外部のステークホルダーに対するレポーティングや外部レビューが必須でないことである。一見すると要求事項のレベルが低いローンにボンドを通じた資金調達の方が機会が奪われてしまう可能性も想定される。グリーンボンドはその投資家に対する透明性を訴求することで差別化できるだろう。両方の市場が適切に成長することを期待する、という意見があった。

5. 閉会

以上